

令和6年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年3月1日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年1月31日専決）
- 第 7 議案第 1 号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 2 号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 3 号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 4 号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 5 号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 6 号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 7 号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 8 号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 9 号 中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例の制定について
- 第16 議案第10号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第11号 指定管理者の指定について（中頓別町社会教育施設等）
- 第18 議案第12号 指定管理者の指定について（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）
- 第19 議案第13号 指定管理者の指定について（中頓別町山村交流施設）
- 第20 議案第14号 指定管理者の指定について（中頓別町ピンネシリ温泉）
- 第21 議案第15号 指定管理者の指定について（中頓別町農業体験交流施設）
- 第22 議案第34号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第35号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 第24 議案第16号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算
 第25 議案第17号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
 第26 議案第18号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
 第27 議案第19号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 第28 議案第20号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
 第29 議案第21号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
 第30 議案第22号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
 第31 議案第23号 令和5年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 蓮尾純一君 | 2番 吉田智一君 |
| 3番 高橋憲一君 | 4番 長谷川克弘君 |
| 5番 宮崎泰宗君 | 6番 細谷久雄君 |
| 7番 西浦岩雄君 | 8番 星川三喜男君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|-------|
| 町長 | 小林生吉君 |
| 副町長 | 遠藤義一君 |
| 教育長 | 相座豊君 |
| 総務課総務・行革担当課長 | 永田剛君 |
| 総務課防災・行政デジタル化担当課長 | 市本功一君 |
| 総務課参事 | 小林嘉仁君 |
| 政策経営課長 | 笹原等君 |
| 政策経営課まちづくり担当課長 | 野田繁実君 |
| 産業課長 | 平中敏志君 |
| 産業課商工労働・観光まちづくり担当課長 | 矢部智彦君 |
| 産業課林務・基盤整備担当課長 | 西川明文君 |
| 産業課主幹 | 原岡将史君 |
| 建設課長 | 北村正樹君 |

建設課上下水道 担当課長	後 藤 晃 昭 君
保健福祉課長	土 屋 順 一 君
保健福祉課 保健担当課長	相 馬 正 志 君
保健福祉課参事	齋 藤 康 浩 君
保健福祉課主幹	西 巻 俊 英 君
保健福祉課主幹	五十嵐 弘 将 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	長 尾 享 君
認定こども園園長兼 新しい学校づくり 推進室長	大 島 朗 君
自動車学校長	工 藤 正 勝 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議会事務局書記	田 辺 めぐみ 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆さん、おはようございます。また、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用の折、令和6年第1回中頓別町議会定例会にご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） ただいまから令和6年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、細谷さん、7番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。
宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。3月定例会、よろしくお願いいたします。私のほうから議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

令和6年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月16日と2月19日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1点目として、会期について、本定例会の会期は本日3月1日から3月8日までの8日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2点目、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一部重複する可能性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3点目、提案された議案の取扱いについて、議案第24号から第33号の令和6年度中頓別町各会計予算は議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査する。

4点目、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

５点目、テレビ中継について、３月５日午前１０時から一般質問終了及び予算審査特別委員会の開始から終了まで役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第３、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日３月１日から３月８日までの８日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日３月１日から３月８日までの８日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第４、諸般の報告を行います。

議長一般報告、１月２３日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、また監査委員の例月出納検査報告及び町長からの第８期中頓別町総合計画前期実施計画の第４回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

続きまして、南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

吉田さん。

○２番（吉田智一君） おはようございます。それでは、南宗谷消防組合議会報告をさせていただきます。

書面の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和６年３月１日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

南宗谷消防組合議員、西浦岩雄、吉田智一。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、１、会議名、令和５年第２回南宗谷消防組合議会定例会。

２、日時、令和５年１２月２１日（会期１日）午前１０時より。

３、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

４、出席議員、西浦議員、吉田議員。

５、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第２号 監査委員報告について、月例監

査の結果、一般会計の令和5年2月分から令和5年10月分について適正と認める旨の報告があった。承認第1号 専決処分承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約）は、原案どおり承認された。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南宗谷消防組合会計補正予算）は、総額に歳入歳出それぞれ81万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,295万6,000円とし、中頓別支署女性団員用整備一式分との説明があり、原案どおり承認された。認定第1号 令和4年度南宗谷消防組合会計歳入歳出決算認定について、歳入総額6億3,546万7,353円、歳出総額6億2,083万1,909円、実質収支額1,463万5,444円とし、説明後、監査委員より決算審査結果の報告があり、原案どおり認定された。議案第13号 南宗谷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、主な改正内容では蓄電池設備に係る一部変更として、原案どおり可決された。議案第14号 令和5年度南宗谷消防組合会計補正予算については、総額に歳入歳出それぞれ876万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,172万3,000円とし、原案どおり可決された。

以上、報告いたします。

○議長（星川三喜男君） それでは、続きまして所管事務調査報告はいきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

長谷川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（長谷川克弘君） おはようございます。お手元に配付の令和6年第1回定例会、諸般の報告（別紙）を御覧ください。書面の朗読をもって報告といたします。

令和6年2月19日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、長谷川克弘。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、中頓別学園整備事業について、（2）、老人ホーム長寿園の町移管について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和6年2月5日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、12月14日、令和5年第4回定例会で議決された継続調査として中頓別学園整備事業及び所管事務のうち緊急を要する事項の調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、（1）、中頓別学園整備事業にかかる建物の工事費についての限度額が48億円と示されたが、建物以外も含めた総事業費の内訳を含め示すべきである。また、アンケート調査結果などから中頓別学園が必要となる根拠が乏しいので、教育委員会が主体

性を持って積極的に関わるべきである。

（２）、町の社会福祉全体を持続可能にするために早急に将来見通しを示すよう努力すると令和５年第４回定例会で答弁がされていることから、実行、実施できるシミュレーションを早急に示すことを望む。

以上、報告いたします。

○議長（星川三喜男君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第５、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。私から２点について報告をさせていただきたいと思います。

１点目は、令和５年度普通交付税の追加交付についてであります。「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく国の令和５年度補正予算（第１号）が令和５年１１月２９日に成立したところでありますが、この補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため地方交付税が増額されたところであり、普通交付税の基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」が創設されるなど、合わせて１，８３４万５，０００円が追加で交付決定され、令和５年度の普通交付税額が２０億３，６２５万７，０００円（既交付決定額２０億１，７９１万２，０００円）となりましたので、報告をいたします。なお、追加後の交付決定額は、前年度との比較で１，２１２万８，０００円（前年度比０．６％）の減額ということであります。

２点目は、２０２３年度ふるさと応援Ｈ（英知）プログラム寄付支援事業の採択についてであります。エア・ウォーター北海道株式会社により本年度から創設された寄付支援制度「ふるさと応援Ｈ（英知）プログラム」において、本町の「地域公共交通事業」が採択されましたので、報告をいたします。本制度は、道内市町村から応募された社会課題の解決に寄与する事業のうち、有識者等で構成する委員会にて採択された事業へ寄付が行われるものであります。本町へは、採択事業であるデマンドバスやスクールバスの運行を行う「地域公共交通事業」に対して、７００万円が企業版ふるさと納税として寄付されることとなります。なお、昨日でありますけれども、２月２９日にエア・ウォーター北海道株式会社より庫元事業連携部長が来町され、私にこの交付証書が手渡されたというところであります。

以上であります。

○議長（星川三喜男君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎承認第1号

○議長（星川三喜男君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求める件（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年1月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年1月31日専決）について、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

2ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日、中頓別町長。

1、令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

それでは、補正予算の内容についてご説明をいたします。専決の理由についてでございますけれども、別に配付しております政策経営課及び南宗谷消防組合中頓別支署作成の補正予算説明資料（専決処分）を併せて御覧いただきたいと思いますけれども、物価高騰対策として低所得者支援に係る国からの交付金が昨年末に交付決定されまして年明け以降速やかに給付金の支給を開始する必要があること、また中頓別消防庁舎事務室で使用しておりますストーブが1月に故障したため、厳寒期のさなかでもあり、至急これを購入する必要があるものであります。

議案の4ページをお開き願います。令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

令和5年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ553万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,863万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明をいたします。13ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に533万7,000円を追加し、7,034万6,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業、10節需用費に事務消耗品費7万5,000円、11節役務費に郵便料、口座振替手数料合わせまして1万1,000円、12節委託料ではシステム改修委託料として100万1,000円をそれぞれ追加、19節扶助費では住民税均等割のみ課税される世帯、低所得者の子育て世帯への給付金として425万円を計上するものでございます。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額に19万4,000円を追加し、1億3,810万1,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で同額を計上、内容につきましては一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明をいたします。16ページをお開き願います。9款消防費、1項常備消防費、2目中頓別支署費では、既定額に19万4,000円を追加し、1億1,456万1,000円とするもので、17ページをお開きいただきまして、消防署管理事業、17節備品購入費に同額を計上、平成14年、消防庁舎竣工後22年来事務室で使用してきたFF式石油ストーブの1台が故障したため、新たに購入する費用として計上するものでございます。

議案の9ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に553万1,000円を追加し、50億6,863万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。11ページをお開き願います。11款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に45万4,000円を追加し、20億1,836万6,000円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に507万7,000円を追加し、7,480万5,000円とするもので、6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に同額を追加、歳出の地方創生臨時交付金事業に対する交付金でございます。

7ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に553万1,000円を追加し、50億6,863万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件(令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年1月31日専決)は承認することに決しました。

◎議案第1号

○議長(星川三喜男君) 日程第7、議案第1号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第1号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課総務・行革担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長(永田 剛君) おはようございます。議案第1号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案18ページをお開き願います。議案第1号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案21ページをお開き願います。南宗谷福祉会で運営されておりました養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについて、令和5年6月8日付で町へ移管が申し入れられたことを受け、そのサービスの重要性から町直営で運営を行うものであり、養護老人ホームとして13名、特別養護老人ホームとして27名の計40名を追加するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案20ページをお開き願います。第2条第1項第1号、町長の事務部局の職員を100名から140名とするものです。

議案19ページを御覧ください。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(星川三喜男君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎君。

○5番(宮崎泰宗君) この職員定数については、近年でいうと平成30年に12名の増員改正、令和4年には23名の増員というような形でずっと増やしてきているような状況にあるわけですが、今回も増員ということで人数的には過去にないくらいの上限数

のアップとなる40名の追加というふうにされています。今課長のほうからも説明ありましたけれども、今回の増加の理由としては4月からの長寿園の町営化ということが挙げられておりまして、前回23名増やしたときでいうと例えば介護医療院という新たな施設運営であるとか、自動車学校専門職の定数化というような必要性が高いと思われる部分もあったかというふうに思います。今回は、長寿園の運営移管に伴う増員ということで、この40名の内訳としては要旨にありますけれども、養護13名、特養27名とするものですが、現状長寿園の実際の職員数ということについてはどのような状況でしょうか。

○議長（星川三喜男君） 齋藤保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（齋藤康浩君） お答えいたします。

今現在で職員数は、全部で53名います。この13名と27名というのは、今現在の正職員としての身分ですので、あとはいわゆる契約職員とか非常勤のパート職員がおりますので、その部分に関しては4月以降は会計年度任用職員ということになります。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 宮崎君。

○5番（宮崎泰宗君） すみません。質問のほうもちょっと簡単過ぎてあれだったのですが、現状長寿園のほうでは53名全部でいらっしゃるということで、この点で今参事のほうからもちっとありましたけれども、そのうち実際町営に移られる方、定数に含まれる方、ここが何名になるのかということと、加えて新規採用なども含めたまさに4月スタート時点の職員配置の状況であるとか、4月以降の採用予定であるとか、こういったこと、決まっていることなどもあれば伺いできたらなと思っていたので、再度この点も伺いたいと思うのですが、それと今ちょっと状況の説明ありましたけれども、とにかく今回40名分の定数を確保するというお考えだと思いますが、実際必要な職員数というか、実際の職員数としてはどの程度が現実的、40名定員のうちのどこまでいればというようなところ、今の利用者数の状況としてはそれぞれの定員に対して極端に少ないということでもないように思うのですが、特養の定員が55から50になったのか、その満床に近い状態を維持するために必要な職員数であるとか、そういった確保の見通しというようなところ、また加えて今後養護のほうで前にも説明を受けている利用者の定員を制度の関係で大きく削減するというようなことであれば、この40名という職員定数の必要性というのも変わってくるのではないかなというような考えもあったもので、その辺の想定について再度伺えればと思います。

○議長（星川三喜男君） 齋藤保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（齋藤康浩君） お答えいたします。

今特養のほうでは、定員50名ですので、介護職員だけに限っては17名必要です、人員基準上。それは、常勤換算で17名必要で、今現時点でうちの職員17名です。ですので、人員基準ぎりぎりです。実際うちと同じ定員50名でやっている私の知り合いのところ四、五か所ありますが、定員50名で常勤換算で大体22名が必要です。ですので、う

ちの特養においては本当にぎりぎり、有給休暇5日も取らせなければいけないという観点から、本当に今非常に厳しい状況です。募集をかけておりますが、今のところ皆無でございます。派遣紹介、いろいろな業界にネットワークをしておりますが、今のところゼロということで、今いる職員を何とか疲弊しないようにするためには今後定員は50名でいきたいとは思いますが、地道に求人活動と、あと朝食、昼食、夕食の時間帯だけでもお手伝いできるような非常勤の65歳以上でも元気な高齢者でも採用しながら隙間を埋めていくような形にしていきたいと思っています、特養のほうは。養護のほうは、今30名定員ですけれども、普通の措置の観点からいうと実質3名でいいです。でも、今うちの状況としましたら要支援の方が7名、要介護の方が14名ということで、本来養護老人ホームに入居していただける方は自立されていて生活が困窮されているということが条件ですけれども、今の養護老人ホームの状況では特養の予備群の方がほぼ85%を占めておりますので、おむつ交換、食事介助、夜間の転倒予防のために巡回、見回りとかということで常勤換算で今7.5名います。そういうような介護員に関しては厳しい状況です。今札幌市のほうから中頓別町のほうに親御さんがいらっしゃるという方が62歳の方なのですが、その方が長寿園で働きたいと今問合せが来ておりますので、その方と面談をさせていただいて早急に養護または特養のほうに配置したいと考えております。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 長寿園の現在の職員の状況であるとか、今後の状況なんかも少し分かったかなというふうに思います。長寿園自体は、そういう状況だと思うのですが、関連施設の職員定数ということで再度1点伺いできたらというふうに思うのですが、現在の町長部局の定数でいうと、直近2回ぐらいの改正というのは増減のない改正だったと思います。最後が前年の3月だったかなと思うのですが、103名としていたところから3名分を教育委員会の17名に異動させるということで実質増減はないという形でちょうど今100名、20名ということになっているかと思います。今回は、長寿園分として40名プラスということですから、町長部局、その他の部分においての100名ということについても維持するということになるかと思いますが、この定数に対してその部分については実際の職員数としては現状各部局何名となっているのか、この点でもう来年度に入ってから退職というようなことも決まっているところがあるようにも聞いておりますが、恐らく今年度内のいわゆる定年以外での退職というのが若い職員ははじめ中頓別町にとっては非常に多い年ということになるかと思います。この要因等については、今回の一般質問の内容に関わることだと思いますので、この定員に対する実際の職員数の状況、これは上限ということでありまして、増える一方というふうになっておりますので、実際の職員数に対して現実的な定数なのかということに限定してこの点再度伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 定数管理計画がございまして、町のほうでも数字の確認をしているところでございますが、令和5年の状況としましては当初定数100人に対して77名というところで77%というところの職員数となっています。これを上限に、100名、今回140名になりますけれども、その全体の数を上限としてこの範囲の中で運用しているところでございますが、なかなか職員の採用についても現状難しいところがありますが、常時採用活動もしておりますけれども、なかなか厳しい状況だと。新規の新卒者の状況については、新年度は専門職含めまして3名採用するということになっていまして、さきに1名入っていますので、令和5年度は4名、4月に入ってくる新規の方は3名ということになっています。随時今社会人の採用を募集をしているところでございます。

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時40分

○議長（星川三喜男君） それでは、休憩前に戻り会議を再開します。

そのほか何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課総務・行革担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案22ページをお開き願います。議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案27ページをお開き願います。特別養護老人ホーム長寿園と養護老人ホーム長寿園の町営化に伴い、必要な職務を追加することに加えて、医療職給料表（一）では職務職階において2級と3級を分離して3級を主任級の位置づけとして職務を整理、医療職給料表（二）においては長寿園における職務を追加するとともに、看護師等においても職務職階を明確にして位置づけるよう一部改正するものです。なお、規則で定めていました級別標準職務表は削除いたします。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案25ページをお開き願います。第3条の条文の改正は、規則で定めていた級別標準職務表の削除により第2項を削除し、以降の項を繰り上げる内容となります。

別表第3、級別標準職務表では、表中、議案26ページ、医療職給料表（一）の標準的な職務の項目で1級に療法士を追加、2級以上では管理栄養士を追加、理学療法士及び作業療法士を療法士として整理し、主任職を3級に位置づけます。4級では、職名を係長から主査に変更、5級及び6級では主幹職の位置づけを追加します。

医療職給料表（二）では、2級以降に助産師を追加、主任職を准看護師または介護福祉士で主任の職務のものに整理、3級は主任及び主任の職として主任准看護師、主任介護福祉士及び保健師、助産師、看護師、准看護師で主任の職に整理、管理職である副看護師長を4级以上とし、4級では主幹、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士で主査の職務を位置づけ、5級は看護師長のほかに課長等、副看護師長等、主幹等の職務を位置づける整理を行います。

議案24ページをお開き願います。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

蓮尾君。

○1番（蓮尾純一君） 1点確認だったのですが、今の長寿園の俸給表に今うちのほうで条例改正してつくる俸給表を当てはめると、同年齢だと給料が下がってくるのか上がってくるのかというのを少し教えていただければ。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 職員の移行に当たって給料の決定ということに際しては、直近上位といたしますか、下回らないように移行するような形で整理をしています。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第２号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号

○議長（星川三喜男君） 日程第９、議案第３号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第３号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 議案第３号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

２８ページをお開き願います。議案第３号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年３月１日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。４３ページをお開き願います。改正の要旨、令和元年５月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、新たに開始されるサービスとして本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付やマイナンバー制度を利用した戸籍謄本等の取得や様々な手続における戸籍添付の負担軽減が見込まれます。この法律は、公布の日から起算して５年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとなっており、令和６年３月１日を施行日としたものであります。戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料

の標準に関する政令及び省令の改正が令和５年１２月６日に公布されたことに伴い改正とするものです。

改正法に伴い、次の事項を改正するものです。

（１）、戸籍（除籍）謄本等の広域交付、令和６年３月１日から戸籍（除籍）謄本等の交付が本籍地以外の窓口でも可能となります。現在の手数料徴収条例には、広域交付の規定がないため、新たに広域交付が可能となるよう規定するものです。

（２）、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍または除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことであり、識別符号の取得により行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができます。識別符号発行事務の手数料については、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務は４００円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務は７００円と定めることになりました。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案３５ページをお開き願います。第２条第１項では、改正に伴う条項の整備を行ったものであります。

手数料の標準に関する政令及び省令の改正に伴い、同条第３項を新設、戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき発行事務手数料を４００円と定めたものであります。

その新設に伴い、第３項と第４項をそれぞれ第４項、第５項に項ずれを修正。

除籍電子証明書提供用識別符号１件につき発行事務手数料を７００円とする規定を同条第６項で新設したものであります。

３８ページの第７項から４１ページの第２６項までは、新設に伴う項ずれ及び改正に伴う条項の整備を行ったものであります。

それでは、議案３４ページをお開き願います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町手数料徴収条例の規定は、令和６年３月１日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第３号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可

決されました。

◎議案第4号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第10、議案第4号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） よろしくお願いたします。議案第4号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案の44ページをお開きください。議案第4号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

48ページをお開きください。改正の要旨でございます。生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が制定されたことにより、現在水道整備・管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省への移管が行われるとともに、水質基準の策定等に関しての現行の所管省である厚生労働省から環境省への移管が行われることになり、それに伴う中頓別町水道事業条例の一部を改正するものです。また、第9条第1項において現消費税率との相違があるため100分の108を100分の110に改めるものです。

議案の45ページをお開きください。改め文を読み上げてご説明させていただきます。中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例。

中頓別町水道事業条例（昭和34年中頓別町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

第9条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

第42条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の46ページから47ページにかけまして改正の新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第5号

○議長（星川三喜男君） 日程第11、議案第5号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 議案第5号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

49ページをお開きください。議案第5号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月1日提出、中頓別町長。

53ページをお開きください。改正の要旨でございます。この条例は、民間賃貸住宅を

建設する個人または法人に対して費用の一部を助成するものですが、昨今の建築費高騰などを鑑みて助成金の増額を行うものです。また、令和３年の改正により失効日を延長しておりましたが、今後も民間賃貸住宅建設の促進を図るため、さらに５年間の延長をするものです。

５０ページをお開きください。改め文を読み上げてご説明いたします。中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例（平成２５年中頓別町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

第４号、個人が新築する場合において、当該個人又は当該個人の２親等以内が入居しないこと。

第４条第１項第１号本文中「３分の１」を「２分の１」に改め、同号ただし書中「３分の１」を「２分の１」に改め、「以下「補助金の額」という。」を削り、「３５０万円」を「次に掲げる金額」に改め、同号に次のように加える。

ア、１ＬＤＫ、１戸当たり３５０万円。

イ、２ＬＤＫ以上、１戸当たり４５０万円。

第４条第１項第２号ただし書中「額」の次に「（建設工事費を建設戸数で除した額に３分の１を乗じて得た額。）」を加え、「２５０万円」を「次に掲げる金額」に改め、同号に次のように加える。

ア、１ＬＤＫ、１戸当たり２００万円。

イ、２ＬＤＫ以上、１戸当たり３００万円。

第４条第１項第３号中「一戸」を「１戸」にする。こちらは、表現の統一でございます。「３００万円」を「次に掲げる金額」に改め、同号に次のように加える。

ア、１ＬＤＫ、１戸当たり３００万円。

イ、２ＬＤＫ以上、１戸当たり４００万円。

附則中「令和６年３月３１日」を「令和１１年３月３１日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

５１ページより改正の新旧対照表を添付しております。ご参照ください。

補足説明としまして、改正前と改正後での助成額の差を説明しますと、１ＬＤＫで建設した場合はほぼ同額の助成金となっております。２ＬＤＫ以上で建設した場合は、助成の金額は増額となっております。ＬＤＫでの助成額に差をつけたことにより、選択肢を広げ、利用しやすい助成にしたものでございます。

以上、簡単であります但、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎君。

○５番（宮崎泰宗君） 今回民間アパートの条例の改正ということで、助成金の増額と期

間の延長ということで、内容的に今後も民間アパートの建設助成を推進していかれるということだと思うのですけれども、この点もし分かれば、民間アパートと公営住宅、町営住宅の入居率的なものって現状どんな状況になっているかというのは今分かりますか。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） ご承知だと思うのですけれども、ここ数年公営住宅に関しても民間の住宅にしてもほぼ満室状態が続いておりまして、現在の情報でも民間のほうはほぼ満室、公営住宅が3月募集でも4件、5件ぐらいが今空いているのですけれども、問合せも来ているので、ほぼほぼ埋まりそうな勢いではあります。

○議長（星川三喜男君） 宮崎君。

○5番（宮崎泰宗君） 今課長のほうからお答えありましたけれども、民間アパートはほぼ満室、公営住宅等についても多少余裕あるけれども、埋まっていく、まだまだ埋まる状況というような形だと思います。民間アパートは、どんどん新しいものが増えてきて供給が行き届いてきていると思うのですけれども、公営住宅でいうと最近建てられたものとかはないから、やっぱり新しいものというふうには言えないと思うのですけれども、比較的最近でいうと単身者向けの住宅が多少空いてきたりとかということがあるのではないかといいうふうに聞いています。この点供給のバランスというところで民間アパート、公営住宅等それぞれどういった部分を考えておられるのか、どちらにとっても多少空きがあるようなところを目指して今後も推進していかれるのか、これは町長にお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんけれども、民間アパートの建設というのを今後もどの程度まで、どういう状況になるまで推進していかれるのかということをお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 正直に申し上げて、今の住宅全体でなかなか足りない状況が続いているということは想定できていなかったというか、ある程度民間のアパートが建っていく中で解消されて、あまり民間住宅に空きをつくらない状況の中でうまく調和できればいいなというふうに考えながらここまで進めてきました。ただ、やはりこれから町内の移住、定住を促進していく、特に若い世代を促進していこうという観点に立ったときに、町で採用が決まったのだけれどもというところから住宅はどうしようという話に常になるのです。そこで不安を与えるという状況がいつまでも解消できていないと、やっぱりここは根本的に解消する必要があるというふうに考えています。それで、建設課のほうにも来年度において今後の中長期的な住宅の需給見込みを持ちながら、これは公営住宅であれ民間住宅であれ、両方、どういう形で今後住宅の確保を進めていくかということを検討しようということを申しております。その結果を踏まえて、また議会にも今後の住宅に関する考え方を相談申し上げた上で取り進めていきたいというふうに思いますけれども、今考えているのはそういうことであります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾君。

○1番（蓮尾純一君） 1点、これに係ってくる部分からちょっと難しい部分ですけれども、

古い公営住宅が使われないまま残っているのがあると思うのです。それを今後利活用するか取壊しになるのか払下げするのかなどについてお聞かせいただければと思います。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） お答えいたします。

古い公営住宅は、今古いので昭和50年とか昭和48年、昭和49年ぐらいのがまだ残って、4軒長屋というやつが残って、これはもう何年も前から国の補助金を利用しまして解体をしてきております。それは、公営住宅のそういう計画にのっとってやってきておるもので、今後来年度予算もそうなのですから、一応解体するという方向で動いております。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（星川三喜男君） 日程第12、議案第6号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業課、矢部課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） それでは、議案第6号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、議案書54ページをお開きください。議案第6号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

まず、改正の要旨につきましてご説明申し上げます。議案書58ページをお開きください。本条例は、町民と都市住民との交流促進を図り、町民の心身の健全な発達及び観光振興に供することを目的とした山村交流施設の設置及び管理に関する条例ですが、今回山村交流施設の効率的かつ効果的な運営を図るために利用料金等の改正を行うものです。

続きまして、新旧対照表をご説明申し上げます。議案書56ページをお開きください。第8条第1項第2号では、条文の不備がございましたので、これを削除いたしまして、併せて第3号を第2号に繰り上げることといたします。

別表第4は、コテージの利用料金表として定めておりまして、Aタイプ、4人用の利用料金を1万6,000円から2万4,000円に、Bタイプ、6人用の利用料金を2万4,000円から3万6,000円に、別表第5の中でトレーラーハウスの利用料金表として定めておるものですが、こちら4人用の利用料金を1万6,000円から2万4,000円にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、本文について、議案書55ページをお開きください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

なお、このたび改める利用料金につきましては、条例第13条第2項で定めるように上限額として規定されるものであることを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温

泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業課、矢部課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書59ページをお開きください。議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

まず、改正の要旨につきましてご説明申し上げます。議案書64ページをお開きください。こちらの本条例は、町民福祉の向上及び都市住民との交流促進を図り、観光事業の振興に供することを目的としたピンネシリ温泉の設置及び管理に関する条例でございますが、今回温泉施設の効率的かつ効果的な運営を図るために利用者の区分の明確化及び利用料金等の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表をご説明申し上げます。議案書62ページをお開きください。別表は、ピンネシリ温泉宿泊施設使用料について定めておりますが、入館料を定める表の中の中学生を年齢12歳に、小学生を11歳に、また同じく宿泊料を定める表の中の中学生を年齢12歳に、小学生を11歳に改めるものでございます。

さらに、同じく宿泊料を定める表の中の宿泊料について大人1泊1室1名利用の金額6,500円を1万円に、大人1泊1室2名利用の金額5,500円を9,000円に、大人1泊1室3名利用の金額5,000円を8,500円にそれぞれ改めるものとして、摘要として7、金額は大人1人分の料金とするを追加し、区分を明確化するものであります。

続きまして、本文について、議案書61ページをお開きください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

補足でございますが、なおこのたび改める利用料金につきましては条例第9条第2項で定めるように上限額として規定されるものであることを申し添えてご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

長谷川君。

○4番（長谷川克弘君） 条例の改正の中でこの利用料金は上限額ということで説明を受

けていますけれども、実勢価格とか想定している金額っていかほどにするのか、今分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 現在宿泊料に関しましては、入湯料込みで3,650円をご利用いただいている状態であります。令和6年度からは、指定管理者としてこの後議案で皆様にお諮りいたしますが、現時点で指定管理者としてなかとんべつ観光まちづくりビューローが運営を指定管理として行っておりまして、そちらの事業者の方とご相談しながら、令和6年度に関しましてはA Iを活用したダイナミックプライシングという価格変動性を用いた利用料金で運営を行いたいというふうに担当課では考えておりまして、ただ近隣の宿泊のニーズですとか空き状況も考えながらの価格設定になりますから、それほど高い金額にはならないかなというふうに思っておりますけれども、金額につきましてはまだ現時点では未定でございますので、それほど高額になることはないかなというふうに考えているところでありますが、数字として幾らになりますというのはちょっと今ここではまだ検討中ということでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第14、議案第8号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 議案第8号につきましてご説明申し上げます。

議案第8号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

まず、議案書65ページをお開きください。議案第8号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

まず、改正の要旨につきましてご説明申し上げます。議案書82ページをお開きください。本条例は、町内商工業の振興と地域経済の発展に資することを目的とした条例で、施行以来多くの商工事業者様に事業拡大や設備改修、事業継承などに係る経費の一部を助成してまいっていたところでございます。本条例による補助の上限額の交付後、一定期間の経過後に再度補助を受けられるように今回改正をいたしまして、また副業、兼業を含む起業を目指す方を支援する制度を創設することで商工事業者の経営意欲の向上ですとか、地域の商工業の振興及び町民生活の充実化を図るために改正を行うものでございます。また、補助の対象者を明確にすることで中頓別町商工事業継承者支援条例とのすみ分けを行い、本条例の運用上の利便性を向上させることを目指しておるところでございます。

続きまして、新旧対照表をご説明申し上げます。議案書72ページをお開きください。字句の調整、文言の調整などもございましてかなり多岐にわたりますので、一部概要のみをご説明申し上げたいというふうに考えております。ご了承ください。

まず、第1条につきましては、こちらは改めて目的を定めたものでございます。

第2条につきましては、これを削除いたしまして、第3条の中で条例の中の文言の定義を行っているところです。さらに、第3条の中では文言の整理ということで第1号から第5号までを定めておりまして、第4条につきましては第3条として文字の調整及び第4号から第7号までを改めて新条の第4条のほうに移行することで補助の対象者を明確化しているところでございます。

続きまして、第5条につきましては、第4条に繰上げいたしまして、改めて譲渡人に対する設定をしているところでございます。

第5条に関しましては、起業を行う方への交付対象事業の補助額などを規定しております。

続きまして、第6条、第7条は条文の繰上げと、あと対応する条例の条番号の修正を行っております。

第8条につきましては、第7条として文言の修正及び第1号の規定を改めているところでございます。

かなり多岐にわたるので、なかなかご説明が難しいところでもありますが、続きまして第8条につきましては助成金を補助金というふうに改め、文字の調整、字句の調整をしております。

第9条につきましても同様になります。

第10条につきましても同様ですが、次の1号として第4号を追加しているところです。第4号、追加する条文につきましては、第3条第1項第1号及び第5条第1号の事業において労働者を雇い入れ、新規雇用を創出したとして補助金の交付を受けたにもかかわらず、第2条第5号の定義に反したときという項番号を追加しているところです。これは、1年間の雇用を条件に補助金の増額をしているところでございますが、そういったところも改めて規定し直しているところでございます。

続きまして、別表1に行きたいと思えます。今回起業支援の補助金につきましては、兼業、副業の方にも改めて補助を行うというふうな趣旨の下に制定したいというふうに考えておりますので、営業日数をもちましてなりわいとして行っているのか、それとも兼業、副業という形で行っているのかというところを区別するというふうに位置づけております。まず、年間180日以上、月15日以上になるかと思いますが、営業日数を行っている方に関しましては起業支援補助金の額といたしまして2分の1以内の補助になります。ただし、初期投資費用が100万円から500万円までの間は3分の1の起業支援補助金の割合となり、30万円から100万円未満の場合は4分の1の割合になるというふうになります。年間150日以上、月にならしますと平均12.5日以上営業の場合につきましては、500万円以上の場合は3分の1の初期投資費用に対する補助になりますけれども、100万円から500万円の場合は4分の1、30万円から100万円の場合は5分の1というふうに段階をつけて起業支援補助金を設定しているところでございます。また、年間150日未満の例えば週末だけの営業などをイメージしておりますけれども、そういった営業スタイルの場合はそれぞれ500万円以上が4分の1、100万円から500万円までの初期投資費用の場合は5分の1、30万円から100万円の場合は6分の1というふうに段階をつけているところでございます。

続きまして、本文につきましてご説明申し上げます。議案書の71ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） ちょっと私の勉強不足でちゃんと理解できていないといいますが、素朴な疑問として今回改正の要旨というか、狙いであるところ、再度補助を受けられるところであるとか、起業支援の関係については今矢部課長のほうから新たな営業日数に対するものの説明があったかなと思います。これは、新しいものだったりするので、今の説明で何となく理解できたかなと思うのですが、簡単に言うと再度補助を受けられるという一定期間の経過というのは5年、過去にこの商工業振興支援の補助を受けてか

ら5年経過していれば再度活用できるという理解でよろしいかというところと、対象のところちょっと思ったのですけれども、定義か、本町の住民基本台帳に登録されているところが、現行でいうとこの文言はないのだけれども、改正のほうでこういうふうな文言になっていますけれども、これも簡単に言うと町民であることが前提であるという理解でいいのか、その辺伺いできたらと思います。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） ありがとうございます。まず、1点目の5年間経過した場合に再度の補助が受けられるかというところは、おっしゃるとおりだというふうに制定しております。ただし、事業者さんによりまして限度額まで何度か複数回にわたって補助をいただいているパターンがありまして、今回想定しているのは申請された年度末を基準日として、そこからその補助の申請した額をもう一度回復させようというふうに考えておりますから、例えば令和5年度100万円、令和6年度200万円という申請をされた方は令和5年度の100万円は5年後に回復すると、200万円はまたさらに令和6年度からの5年後に回復するという形で段階的に回復をさせようというところでございます。あと、上限を設定しておりますので、広くいろいろな事業者さんにご利用いただきたいという趣旨もありますので、1事業者さんにつきましては2,000万円という上限の限度を現在設定しているところであります。あくまでも申請した年度末を起算日として、そこから5年間でその年度に申請した額が復活するというふうに制定しているものでございます。

それと、もう一点、住民票につきましてのご質問でございますが、こちらは個人経営をされる方が町内にお住まいの方でというふうに規定をしているものでございます。法人の方で代表者の方が例えば隣町にお住まいの方とかも町内にはいらっしゃいますので、そういった方はもちろん町内の中に本店もしくは事務所を構えていらっしゃるというふうなところの規定が今までどおりでございますけれども、個人の方はお住まいになって中頓別町内でいろんな商工業をやっていただきたいというふうな趣旨がありますので、ここは改めて住民票の登録というところを今回制定したものでございます。

○議長（星川三喜男君） そのほか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 15、議案第 9 号 中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 9 号 中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例の制定について、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） それでは、議案の 83 ページをお開き願います。議案第 9 号 中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例の制定について。

中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出、中頓別町長。

議案の 86 ページをお開きください。制定の要旨でございますけれども、令和 5 年 10 月から従前の路線バス天北宗谷岬線に代わりましてデマンドバス中頓別浜頓別線及び北海道立浜頓別高等学校へのスクールバスの運行が開始されたことに伴い、平成元年に J R 天北線の代替輸送確保のために設置された中頓別町 J R 天北線代替輸送確保基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止し、地域公共交通の維持・確保に向けた各種施策の財源に活用することができるよう本条例に移行するものでございます。

次に、議案を読み上げて提案説明とさせていただきます。84 ページをお開き願います。中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例。

（設置）

第 1 条 将来にわたり町民が安心して利用することができる持続可能な公共交通の維持及び確保に向けた施策の財源に充てるため、中頓別町地域公共交通維持活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第5条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

第1号 公共交通の運行及び運営に充てるとき。

第2号 公共交通の維持に関連する施設、設備若しくは車両の整備又は維持管理に充てるとき。

第3号 公共交通に関連する地域の振興対策に充てるとき。

第4号 その他公共交通の維持及び安定的な確保に関する対策に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

(中頓別町ＪＲ天北線代替輸送確保基金の設置・管理及び処分に関する条例の廃止)

第2項 中頓別町ＪＲ天北線代替輸送確保基金の設置・管理及び処分に関する条例（平成元年条例第18号）は、廃止する。

議案85ページをお開き願います。

(経過措置)

第3項 第2条の規定にかかわらず、前項の規定による廃止前の中頓別町ＪＲ天北線代替輸送確保基金の設置・管理及び処分に関する条例の規定により設置されていた基金（以下「統合前の基金」という。）は、この条例の施行の日において、この条例の規定により設置される基金（以下「統合後の基金」という。）に統合されるものとし、この条例の施行の際現に統合前の基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、統合後の基金に属するものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町地域公共交通維持活性化基金条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（星川三喜男君） 日程第16、議案第10号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

87ページをお開きください。議案第10号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

90ページをお開きください。改正の要旨を御覧ください。障がい者等の就労促進と職場への定着を図るため、平成30年4月1日に本条例を制定したところですが、本年度でその効力を失うことから、障がい福祉計画に沿った地域福祉推進事業の取組を継続するため改正するものとなっております。

88ページをお開きください。読み上げてのご説明といたします。中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町障がい者等就労促進助成条例（平成30年中頓別町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決

します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町障がい者等就労促進助成の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(星川三喜男君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第11号

○議長(星川三喜男君) 日程第17、議案第11号 指定管理者の指定の件(中頓別町社会教育施設等)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第11号 指定管理者の指定について(中頓別町社会教育施設等)に関して、小林教育次長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 小林教育次長。

○教育次長(小林美幸君) よろしく願いいたします。議案第11号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案91ページになります。議案第11号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町社会教育施設等で、指定管理者となる団体の名称は有限会社中頓別振興公社、所在地は中頓別町字寿64番地1です。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間といたします。

これまでも中頓別町野外レクリエーション施設、中頓別町寿スキー場、寿公園の指定管理を委託しており、適切な施設設備の維持管理により管理運営実績を有しております。今後においても効果的、効率的な事業の展開が期待でき、目的を達成できるものと考え、継続的な施設運営が望ましいことから、今回非公募による管理指定といたしました。指定管理期間中の事業計画や収支計画も適切であり、また選定委員会においても指定管理者として適していると判断したところであります。

以上、簡単ではございますが、中頓別町社会教育施設等の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 指定管理者の指定の件（中頓別町社会教育施設等）は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第18、議案第12号 指定管理者の指定の件（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 指定管理者の指定について（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）につきまして、産業課、矢部商工労働・観光まちづくり担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

議案書92ページをお開きください。議案第12号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園で、指定管理者となる団体の名称は有限会社中頓別振興公社、所在地は中頓別町字寿64番地1になります。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間といたします。

有限会社中頓別振興公社は、いわゆる第三セクターとして設立された企業であり、これまで当該施設の指定管理者として管理運営実績を有しておるところです。管理状況は、おおむね適切で、利用者アンケートにおいても高い評価を得ているところでございます。

さらに、鍾乳洞の安全管理やシバザクラなどの植栽管理、階段や手すり、遊歩道などの施設の小破損対応などのノウハウも有していることから、今回非公募による指定管理といたしました。指定管理期間中の事業計画や収支計画も適切でありまして、また選定委員会においても指定管理者として適していると判断したところでございます。

以上、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 指定管理者の指定の件（中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園）は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第19、議案第13号 指定管理者の指定の件（中頓別町山村交流施設）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 指定管理者の指定について（中頓別町山村交流施設）、産業課、矢部商工労働・観光まちづくり担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 議案第13号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書93ページをお開きください。議案第13号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町山村交流施設で、指定管理者となる団体の名称は一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー、所在地は中頓別町字敏音知72番地7です。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間といたします。

一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローは、地域の観光施策の中心的役割を担う組織として設立された団体であり、当該施設の現在の指定管理者として管理運営を実施しております。設立当初は、様々な問題、課題もありましたが、改善に取り組み、コロナ禍においても各施策を実行することで現在各施設の利用客が徐々に増加しているところでございます。さらに、道の駅を中心とした施設の利用客増加と顧客満足度向上を目指し、各種施策を計画し、また実施していることから、継続的な施設運営が望ましいと判断し、今回非公募による指定管理といたしました。指定管理期間中の事業計画や収支計画も適切であり、また選考委員会においても指定管理者として適していると判断したところでございます。

以上、中頓別町山村交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 指定管理者の指定の件（中頓別町山村交流施設）は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第20、議案第14号 指定管理者の指定の件（中頓別町ピンネシリ温泉）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 指定管理者の指定について（中頓別町ピンネシリ温泉）について、矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 議案第14号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書94ページをお開きください。議案第14号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町ピンネシリ温泉で、指定管理者となる団体の名称は一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー、所在地は中頓別町字敏音知72番地7です。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間といたします。

一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローにつきましては、先ほど申し上げましたが、当該施設の現在の指定管理者として管理運営を実施しておるところでございます。令和4年度からは、素泊まりプランのみの提供と利用しやすい料金にすることで現在利用客が増加しているところでもございます。さらに、施設の利用客増加と顧客満足度向上、収益性の向上を目指して各種施策を計画、実施していることから、継続的な施設運営が望ましいと判断し、今回非公募による指定管理といたしました。指定管理期間中の事業計画や収支計画も適切であり、また選定委員会においても指定管理者として適していると判断したところでございます。

以上、中頓別町ピンネシリ温泉の指定管理者の指定について説明申し上げました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 指定管理者の指定の件（中頓別町ピンネシリ温泉）は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（星川三喜男君） 日程第21、議案第15号 指定管理者の指定の件（中頓別町農業体験交流施設）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 指定管理者の指定について（中頓別町農業体験交

流施設)に関して、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 平中産業課長。

○産業課長(平中敏志君) それでは、議案の95ページになります。説明をさせていただきます。

議案第15号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町農業体験交流施設で、指定管理者となる団体の名称は一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー、所在地は中頓別町字敏音知72番地7です。指定管理期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間としております。

一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローは、地域の観光施策の中心的役割を担う組織として設立された団体であり、当該施設の現在の指定管理者として管理運営を実施しております。コロナ感染症の影響により、体験利用者の減少もありましたが、ミルクプラント運営事業と併せて一体的な施設の管理運営を行っており、なかとん牛乳を使用した商品開発などにも積極的に取り組んでいただいているほか、消毒作業実施以降休止状態となっていた体験農園にて野菜等の栽培も再開しているほか、加工体験イベントの開催も企画されているところであり、継続的な施設運営が望ましいとの判断から、今回非公募による指定管理といたしました。指定管理期間中の事業計画や収支計画も適切であり、また選定委員会においても指定管理者として適していると判断したところでございます。

以上、中頓別町農業体験交流施設の指定管理者の指定についてをご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(星川三喜男君) ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 指定管理者の指定の件(中頓別町農業体験交流施設)は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（星川三喜男君） 日程第22、議案第34号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第34号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案1ページをお開き願います。議案第34号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

議案5ページをお開き願います。改正の要旨を御覧ください。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年度からの出産育児一時金給付額の引上げ等、上記保障制度に関する見直し措置に準じるところ、国民健康保険税条例に関しての変更による改正をするものとなっております。

改正前と改正後の比較表を下段にお示ししておりますが、国保税賦課限度額を令和6年度から2万円引き上げ、総額106万円とし、後期高齢者支援分を改正前22万円としていたものを2万円引き上げ、24万円とするものでございます。

2ページをお開きください。読み上げての説明といたします。中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険税条例（昭和37年中頓別町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第22条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（星川三喜男君） 日程第23、議案第35号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案1ページをお開き願います。議案第35号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

議案7ページをお開き願います。改正の要旨を御覧願います。介護保険計画の策定期間に応じた年度に変更するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険料基準額の増額及び1号被保険者間での所得再分配機能を強化するために現行の標準9段階を標準13段階に改めることにより低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、中頓別町介護保険条例の一部改正を行うものです。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。議案4ページをお開き願います。第2条、保険料では、第1項中、令和3年度を令和6年度に、令和5年度を令和8年度に改め、同項第1号中、3万3,000円を3万5,490円に、同項第2号中、4万9,500円を5万3,430円に、同項第3号中、4万9,500円を5万3,820円に、同項第4号中、5万9,400円を7万200円に、同項第5号中、6万6,000円を7万8,000円に、同項第6号中、7万9,200円を9万3,600円に、同項第7号中、8万5,800円を10万1,400円に、同項第8号中、9万9,000円を11万7,000円に、同項第9号中、11万2,200円を13万2,600円にそれぞれ改め、同項に次の4号を加えるもので、第10号、令第38条第1項第10号に掲げる者として14万8,200円、第11号、令第38条第1項第11号に掲げる者で16万3,800円、第12号、令第38条第1項第12号に掲げる者で17万9,400円、第13号、令第38条第1項第13号に掲げる者で18万7,200円を新たに追加するものでございます。

5ページをお開き願います。同条第2項中、令和3年度を令和6年度から令和8年度に、1万9,800円を2万2,230円に改め、同条第3項中、令和3年度を令和6年度か

ら令和8年度に、1万9,800円を2万2,230円に、3万3,000円を3万7,830円に、同条第4項中、令和3年度を令和6年度から令和8年度に、1万9,800円を2万2,230円に、4万6,200円を5万3,430円にそれぞれ改めまして令和6年度から令和8年度の介護保険料の軽減をするものでございます。

第4条では、第3項中、及びハを若しくは二に改め、第5号口の次に第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口を加え、6ページ、第5号を第12号に改めております。

2ページをお開き願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3ページをお開き願います。経過措置として、第2条、改正後の中頓別町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第24、議案第16号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第16号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） それでは、議案第16号 令和5年度中頓別町一般会計

補正予算についてご説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開き願います。令和 5 年度中頓別町一般会計補正予算。

令和 5 年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条第 1 項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 5 4 4 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 億 6, 3 1 8 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出、中頓別町長。

6 ページをお開き願います。第 2 表、繰越明許費は、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍事務事業 7 8 2 万 1, 0 0 0 円、同じく 2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、住民事務事業 2 9 8 万 7, 0 0 0 円、3 款民生費、2 項児童福祉費、認定こども園事業 1, 2 4 3 万円、8 款土木費、2 項道路橋梁費、中頓別弥生線交付金事業 1 億 7, 3 0 8 万 8, 0 0 0 円、8 款土木費、5 項住宅費、公営住宅維持管理事業 5 1 万 3, 0 0 0 円、1 0 款教育費、1 項教育総務費、中頓別学園整備事業 1 億 5, 9 5 0 万円、1 2 款諸支出金、1 項特別会計繰出金、特別会計繰出金事業 3, 9 0 0 万円をそれぞれ翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越しの理由でございますが、戸籍事務事業及び住民事務事業につきましては行政デジタル化推進に向けた住基や戸籍のシステム改修が年度内に完了しないこと、認定こども園事業及び中頓別弥生線交付金事業につきましては資材調達が間に合わず、年度内に予定されていた工事完了が見込めないこと、公営住宅維持管理事業につきましては財源として国庫補助金の社会資本整備総合交付金が措置されるものになりますが、交付金の手続上事業費確定前に補助金額の確定がなされるため、今年度実施分に対し措置される額以上に交付された額について翌年度に繰り越して執行するものでございます。中頓別学園整備事業につきましては、実施設計業務のうち積算業務が年度内に完了しないこと、特別会計繰出金事業につきましても水道事業特別会計への繰出金となりますが、中頓別浄水場機械・電気設備更新工事において半導体を使用した機器で年度内の納品が見込めないことから、それぞれ令和 6 年度に繰り越して執行するものでございます。

8 ページをお開きいただきまして、第 3 表、地方債補正でございます。起債の目的、1 点目は過疎対策事業債の限度額を変更前 9 億 6, 4 4 0 万円から変更後 8 億 5, 8 3 0 万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業について

ご説明をいたします。過疎地域持続的発展特別事業の限度額を変更前7, 240万円から変更後6, 370万円に、森林管理道松鷹線開設事業の限度額を変更前2, 250万円から変更後2, 240万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前1, 850万円から変更後1, 390万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前1億3, 580万円から変更後1億280万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前140万円から変更後120万円に、草地整備型公共牧場整備事業の限度額を変更前1億1, 320万円から変更後9, 950万円に、中頓別浄水場設備更新事業の限度額を変更前1億2, 640万円から変更後1億1, 060万円に、認定こども園園庭整備事業の限度額を変更前1億3, 000万円から変更後1億2, 420万円に、橋梁添架管・配水管布設替事業を新規に140万円を追加、除雪機械購入事業の限度額を変更前4, 260万円から変更後4, 100万円に、中頓別学園整備事業の限度額を変更前2億320万円から変更後1億8, 230万円に、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前830万円から変更後780万円に、林業専用道上頓別線開設事業の限度額を変更前730万円から変更後690万円に、中頓別停車場線配水管布設替事業の限度額を変更前70万円をゼロ円に、大畑山展望台広場整備事業の限度額を変更前120万円から変更後110万円に、敏音知岳登山道整備事業の限度額を変更前200万円から変更後190万円に、醸造用ブドウ栽培圃場電気牧柵整備事業の限度額を変更前270万円から変更後260万円に、幹線林道弥生線改良事業の限度額を変更前340万円から変更後290万円に、川向敏音知線機能改善事業の限度額を変更前260万円から変更後300万円に、中頓別町コミュニティ施設整備事業の限度額を270万円から変更後220万円、中頓別町営牧場配水管布設替事業の限度額を変更前970万円から変更後910万円に変更するもので、いずれも事業費の確定、精査によるものでございます。

続きまして、起債の目的、2点目は緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前1, 170万円から変更後1, 130万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、道路施設予防保全事業の限度額を事業費の確定、精査により変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。30ページをお開き願います。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめに伴い既決予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分については詳細の説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から158万9, 000円を減額し、4, 827万6, 000円とするもので、2節給料で2万6, 000円、4節共済費で1万8, 000円を追加、人事院勧告に基づく不足額の追加でございます。12節委託料では、全体といたしましては減額となっておりますが、議会会議録調製委託料に不足が見込まれるため11万1, 000円を追加、また18節負担金補助及び交付金におきましても全体と

しては減額となっておりますけれども、退職手当組合事前納付金 1, 0 0 0 円、管内町村議会事務局協議会総会負担金 2, 0 0 0 円、それぞれ費用確定により追加をしております。その他の節につきましては、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。なお、人件費の詳細につきましては 7 8 ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額に 7 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、5 億 5, 0 3 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。追加となったものとしたしましては、人事管理事務事業、1 3 節使用料及び賃借料で人事給与システムのライセンス数を追加するため利用料 2 万円を追加、総務関連事務事業で今年 1 月 1 日に発生いたしました能登半島地震に対する災害見舞金 1 0 0 万円を計上、職員研修事業、3 3 ページ上段になります。1 8 節負担金補助及び交付金でリカレント教育支援金 4 万 2, 0 0 0 円を追加するもので、その他の費用につきましては予算精査による不用額の減額でございます。

3 2 ページでございます。2 目財政管理費では、既定額から 4 万 3, 0 0 0 円を減額し、1, 5 6 5 万 3, 0 0 0 円とするもので、追加項目は物品管理事業、1 0 節需用費で庁内で使用するコピー用紙やトナー代など事務消耗品費として 3 0 万円を追加、その他につきましては実績見込みに基づく不用額の減額でございます。詳細につきましては、別に配付してございます政策経営課作成の説明資料をご参照願います。

3 目文書広報費では、既定額に 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、6 5 1 万円とするもので、広報公聴事業、1 0 節需用費で印刷費用に不足が見込まれるため 1 1 万 8, 0 0 0 円を追加するもので、その他につきましては不用額を減額。

4 目財産管理費では、既定額に 1 9 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、4, 0 6 6 万 2, 0 0 0 円とするもので、追加項目は役場庁舎維持管理事業、1 1 節役務費で電話料に不足が見込まれることから 4 万 3, 0 0 0 円を追加、建設設計業務支援事業、1 2 節委託料で支援の実績見込みにより 2 1 2 万 3, 0 0 0 円を追加、その他につきましては実績見込みによる不用額の減額、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5 目企画費では、既定額から 1, 7 8 5 万 4, 0 0 0 円を減額し、9, 7 6 7 万 1, 0 0 0 円とするもので、3 5 ページになります。移住定住促進事業、1 1 節役務費でおためし暮らし住宅の光回線利用料の契約変更に伴う不足額の追加、地方バス路線維持対策事業、1 8 節負担金補助及び交付金で都市間バス天北号に対する支援金 3 0 0 万 7, 0 0 0 円を計上、その他 3 9 ページ、コモンズ形成事業まで事業実績見込みに基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

3 8 ページでございます。7 目生活安全推進費では、既定額から 7 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、4 8 6 万円とするもので、生活安全推進事業、自治組織運営支援事業ともに事業費の精査、イベントの廃止等による不用額の減額でございます。

9 目バス転換関連施設維持管理費では、既定額から 1 8 万 1, 0 0 0 円を減額し、4 0 8 万 3, 0 0 0 円とするもので、天北線バス関連施設維持補修事業、1 2 節委託料で除雪

費用の見直しにより１１万９，０００円を追加、１０節需用費は不用額の減額でございます。

４０ページ、１１目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額から４０万５，０００円を減額し、６，６２万１，０００円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額。

２項徴税費、１目税務総務費では、既定額から３１万円を減額し、９５万５，０００円とするもので、いずれも実績見込みに基づき不用額を減額。

３項１目戸籍住民基本台帳費では、既定額に２５万２，０００円を追加し、２，５５０万円とするもので、追加項目といたしましては戸籍事務事業、１２節委託料で行政デジタル化推進に当たり住民基本台帳システムと戸籍関係システムとの連携を図るためのシステム改修委託料２８万４，０００円を新規計上、そのほかにつきましてはいずれも実績見込みによる不用額の減額でございます。なお、戸籍事務事業で新規計上といたしました委託料２８万４，０００円につきましては、当初予算で計上したシステム改修委託料４万９，０００円と合わせまして７万３，０００円分を第２表でご説明いたしました繰越明許費事業として翌年度に繰り越して執行するものでございます。新規計上いたしました費用の詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

４項選挙費、１目選挙管理委員会費では、既定額から７万８，０００円を減額し、６万５，０００円とするもので、８節旅費で不用額の減額。

２目選挙啓発費では、既定額の８，０００円を皆減。

４２ページでございます。５項統計調査費、１目統計調査総務費では、既定額から２万円を減額し、１万３，０００円とするもので、住宅・土地統計調査、農林業センサス事前準備経費ともに北海道からの委託金額に合わせて不用額の減額。

６項１目監査委員費では、既定額から４万７，０００円を減額し、１万１，０００円とするもので、監査委員事務事業、８節旅費で４万円、１８節負担金補助及び交付金で７，０００円、それぞれ実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費では、既定額に２万円を追加し、２，９３万６，０００円とするもので、社会福祉総務事業、１０節需用費で車両燃料費に不足が見込まれることから同額を追加、詳細につきましては別に配付しております保健福祉課作成の予算説明資料をご参照願います。

２目老人福祉費では、既定額から２，０１万８，０００円を減額し、２億９，２１万９，０００円とするもので、養護老人ホーム入所事業、１９節扶助費で入所者の減に伴い３，０００万円を減額、老人福祉事業では南宗谷福祉会長寿園の今年度の決算見込みで収支不足が見込まれるため１８節負担金補助及び交付金で運営補助金７万８，０００円を追加、居宅介護支援事業所運営費助成事業では居宅介護支援事業所を含む介護保険事業の運営に要する費用として１８節負担金補助及び交付金で１万９，１００円を追加するも

のでございます。

3目国民年金費では、既定額から7,000円を減額し、3万5,000円とするもので、国民年金事務事業、8節旅費、10節需用費で実績見込みによる不用額の減額、45ページ上段であります。22節償還金利子及び割引料では、過年度の事務費委託金の超過交付分2万4,000円を追加。

44ページです。4目障害者福祉費では、既定額に20万9,000円を追加し、1億1,775万9,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、12節委託料で令和6年度の障害者福祉サービス等報酬改定に向けたシステム改修費用27万5,000円を追加し、既決予算の減額と合わせまして委託料全体で20万9,000円の追加となっております。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業において災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところがあります。

8目介護福祉センター費では、既定額に6万円を追加し、597万5,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、11節役務費で介護福祉センターの電話料に不足が生じる見込みでありますことから同額を追加。

2項児童福祉費、1目子ども医療費では、既定額に30万円を追加し、438万5,000円とするもので、子ども医療費助成事業、19節扶助費で同額を追加、子ども医療費補助に不足が見込まれるため追加するものであります。

2目児童措置費では、既定額に42万4,000円を追加し、1,551万8,000円とするもので、障がい児生活支援事業、18節負担金補助及び交付金で南宗谷子ども通園センターの利用者の増により負担金の増額見込額を追加。

4目認定こども園費では、既定額から792万5,000円を減額し、1億5,418万3,000円とするもので、認定こども園事業、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目地域子育て支援費では、既定額から26万2,000円を減額し、68万5,000円とするもので、地域子育て支援事業、1節報酬から47ページ上段、18節負担金補助及び交付金まで不用額の減額。

46ページです。6目放課後児童健全育成費では、既定額から11万2,000円を減額し、673万8,000円とするもので、放課後児童健全育成事業、8節旅費、18節負担金補助及び交付金で不用額の減額。

8目こどもセンター費では、既定額から6,000円を減額し、96万2,000円とするもので、こどもセンター事業、8節旅費で不用額の減額。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から926万6,000円を減額し、2,872万1,000円とするもので、感染症予防事業では実績見込みによる不用額の減額、保健予防事業では18節負担金補助及び交付金で保健師の養成に対する助成

の申込みがあったことから１２０万円を追加し、不用額と合わせまして事業全体としましては８２万円の追加となっております。その他の事業につきましては、事業の実績見込みによる不用額の減額でございます。

４８ページでございます。２目母子衛生費では、既定額から１８４万３，０００円を減額し、６８１万１，０００円とするもので、母子健康相談健康教育事業につきましては不用額の減額、母子健診事業、２２節償還金利子及び割引料で過年度の国庫補助金の額確定に伴う返還金３万７，０００円を追加計上、そのほか母子歯科保健事業、不妊治療費助成事業につきましてはともに不用額の減額。

３目環境衛生費では、既定額から７０５万円を減額し、１億４，１９９万６，０００円とするもので、環境衛生事業、１８節負担金補助及び交付金で黄金湯に対する浴槽の清掃費用２３万６，０００円を追加、環境保全活動推進事業を含めその他につきましては予算精査による不用額の減額でございます。

５０ページをお開きいただきまして、４目墓地火葬場費では、既定額から４２万円を減額し、３００万６，０００円とするもので、墓地火葬場維持管理事業、１０節需用費で予算精査による不用額の減額。

５目病院費では、既定額に９，８１１万４，０００円を追加し、３億４，５７６万９，０００円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業において国保病院事業会計予算の決算の見通しに合わせまして１８節負担金補助及び交付金、運営事業補助で１億１００万７，０００円、基礎年金拠出金公的負担金で１３５万８，０００円、企業債利子で４，０００円をそれぞれ追加、その他につきましては減額するものでございます。

６目診療所費では、既定額から１３万６，０００円を減額し、１，０１８万９，０００円とするもので、歯科診療所委託事業、３節職員手当等で不用となる会計年度任用職員に係る手当５１万円を減額し、１７節備品購入費では治療に必要な機器の購入費３７万４，０００円を計上しております。

７目地域保健対策費では、既定額から３万円を減額し、３９万８，０００円とするもので、地区組織活動事業、８節旅費で実績見込みによる不用額の減額。

８目健康増進費では、既定額から１１６万円を減額し、７７３万９，０００円とするもので、がん検診事業から５３ページ上段、後期高齢保健事業まで事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

５款労働費、１項１目労働諸費では、既定額から４万７，０００円を減額し、１万５，０００円とするもので、稚内雇用対策協議会関係事業、８節旅費、１０節需用費、１８節負担金補助及び交付金で実績見込みによる不用額の減額。

６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費では、既定額から４５万９，０００円を減額し、２４５万円とするもので、農業委員会活動促進事業、機構集積支援事業、農業担い手対策事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

２目農業振興費では、既定額から１，２０９万１，０００円を減額し、８，８３１万６，

０００円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業から５５ページを御覧いただきまして酪農振興支援事業まで事業実績見込みに基づく不用額の減額。

３目畜産業費では、既定額から１，７７９万３，０００円を減額し、１億５，１０５万２，０００円とするもので、追加となった項目といたしましては畜産振興事業、１８節負担金補助及び交付金で草地更新の実施実績に基づき草地更新事業補助金に８６万１，０００円を追加、また町内酪農家で発生いたしました牛のサルモネラ対策経費に対する補助金１６６万４，０００円を新規計上、その他につきましてはいずれも事業実績見込みによる減額でございます。

５６ページをお開きいただきまして、４目有害鳥獣対策費では、既定額に１０８万７，０００円を追加し、２，２０１万５，０００円とするもので、有害鳥獣対策費、７節報償費でエゾシカの捕獲状況に基づき道補助金の対象頭数１１９頭分が追加となったことから捕獲報償費９５万１，０００円を追加、また１２節委託料ではヒグマの春期管理捕獲を猟友会南宗谷支部中頓別部会へ委託して実施するため２６万４，０００円を新規計上、１７節備品購入費では不用額の減額でございます。

５目農業者年金費では、既定額から１８万３，０００円を減額し、４万８，０００円とするもので、農業者年金委託事務、８節旅費で実績見込みにより不用額を減額。

２項林業費、１目林業振興費では、既定額から４０１万１，０００円を減額し、５，７７８万６，０００円とするもので、森林管理事業、１１節役務費で森林保険料に不足が見込まれることから１４万９，０００円を追加し、１４節工事請負費では事業費の確定により不用額を減額、事業全体では９万７，０００円の追加となっております。森林環境保全直接支援事業、１４節工事請負費、豊平地区町有林間伐工事で工事単価の上昇により１７万４，０００円を追加したほかは事業費の確定により減額としております。森林保護事業、森林整備担い手対策推進事業につきましては不用額の減額、森林整備・林業振興事業では５９ページをお開きいただきまして１２節委託料で公共施設の木質化などを進める林業・木材産業成長産業化促進対策委託料に１６５万３，０００円を追加し、同額をその他の費用で減額するものでございます。

５８ページでございます。２目林道費では、既定額から３６６万５，０００円を減額し、７，５７３万７，０００円とするもので、林業専用道上頓別線開設事業、１２節委託料で事業費の確定により測量設計業務委託料に６５万１，０００円を追加し、全体計画調査業務委託料で６６万１，０００円を減額、事業全体で１万円の減額となっております。その他の事業につきましては、いずれも事業の確定による不用額の減額でございます。

７款１項商工費、１目商工総務費では、既定額から９万４，０００円を減額し、３，７０６万円とするもので、商工業振興対策推進事業、中頓別町中小企業振興資金融資事業ともに不用額の減額でございます。

２目観光費では、既定額から２２２万円を減額し、９，１３９万２，０００円とするもので、観光協会事業補助から６１ページをお開きいただきましてインバウンド観光推進事

業まで事業実施に伴う不用額、事業の中止による減額となっております。

60ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に1,035万3,000円を追加し、1億9,002万1,000円とするもので、除排雪事業、12節委託料で稼働実績により除排雪委託料に1,146万2,000円を追加、17節備品購入費では事業費確定による不用額の減額。

3目道路新設改良費では、既定額から1億1,233万6,000円を減額し、4億6,511万9,000円とするもので、普通建設事業（単独）から橋梁長寿命化事業までいずれも事業費確定に伴う不用額の減額でございます。

5項住宅費、62ページをお開きいただきまして、1目住宅管理費では、既定額から418万2,000円を減額し、3,261万1,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、1節報酬で公営住宅入居者選考委員報酬を実績見込みにより3万4,000円を追加、その他につきましては事業費の確定や実績見込みによる不用額の減額。

2目住宅建設費では、既定額から7万円を減額し、2,372万9,000円とするもので、住宅建設促進事業、18節負担金補助及び交付金で新築住宅に対する助成見込みを踏まえ96万円を追加、危険廃屋解体撤去助成事業につきましては実績見込みによる不用額の減額でございます。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から1,351万6,000円を減額し、1億2,458万5,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合の負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、別冊で配付しております令和5年度一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明をしたいと思います。明細書の1ページを御覧いただきたいと思います。9款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費では、既定額から49万9,000円を減額し、1,063万7,000円とするもので、消防本部事業、18節負担金補助及び交付金で予算精査による減額。2目中頓別支署費では、既定額から1,233万2,000円を減額し、1億222万9,000円とするもので、消防署管理事業で10節需用費、光熱水費の節減などで11万1,000円を減額、警防業務事業では11節役務費、17節備品購入費の予算精査で7万3,000円を減額、予防業務事業におきましても11節役務費の予算精査で6,000円を減額、消防各種研修事業では各種研修の受講枠の減やウェブ会議への変更により8節旅費、18節負担金補助及び交付金など関連する費用の精査によりまして12万3,000円を減額、救急業務事業では42万4,000円を減額するもので、12節委託料で感染性ウイルス検査結果から予防接種対象者が少なく38万7,000円を減額したほか、予算精査による減額でございます。消防学校派遣事業では、派遣した初任教育及び救急科の研修期間の短縮に伴い8節旅費、18節負担金補助及び交付金など関連経費の減額、12節委託料では学校入校に伴う健康診断が不要となり、皆減するなど、事業全体の予算精査で33万3,000円を減額、4ページをお開きいただきまして、給与関連業務では事業全体で1,126万2,000円を減額するもので、主に人事異動に伴う予算精査による減額で、2節

給料で534万3,000円、3節職員手当等では期末、勤勉、管理職手当などを減額したほか、規則改正に伴い防疫等作業手当を皆減するなど338万3,000円を減額、4節共済費では共済組合負担金、追加費用負担金合わせまして245万円を減額、18節負担金補助及び交付金では退職手当組合負担金など8万6,000円を減額、いずれも人事異動によって生じた給料減額に伴う基礎算定額の変更によるものでございます。3ページでございます。2項非常備消防費、1目中頓別消防団費では、既定額から62万6,000円を減額し、841万9,000円とするもので、消防団員管理業務で消防団員の訓練出勤率の低下に伴い1節報酬の減額など各節の予算精査で合わせて53万2,000円の減額、消防分団管理業務では10節需用費で消防団詰所の光熱水費、車検、修繕料などの予算精査で9万4,000円を減額。5ページをお開き願います。3項消防施設費、1目中頓別消防施設費では、既定額から5万9,000円を減額し、330万円とするもので、消防施設整備事業、14節工事請負費で消火栓取替工事に伴う入札減による減額でございます。

続きまして、補正予算書62ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から9万8,000円を減額し、69万9,000円とするもので、教育委員会事業、8節旅費で8万9,000円、10節需用費で9,000円、いずれも予算精査による不用額の減額。

2目事務局費では、既定額から4,567万4,000円を減額し、3億7,556万2,000円とするもので、外国青年招致事業から65ページ下段、中頓別学園整備事業までいずれも事業費の確定、予算精査による不用額の減額でございます。

66ページでございます。2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から9万3,000円を減額し、2,208万1,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、17節備品購入費で実績により不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額から44万6,000円を減額し、270万円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みにより同額を減額。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から13万4,000円を減額し、1,462万5,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、1節報酬、17節備品購入費ともに不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額から48万円を減額し、263万9,000円とするもので、就学奨励事業、中学校教育振興事業ともに実績見込みによる不用額の減額。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から114万5,000円を減額し、870万1,000円とするもので、社会教育推進事業につきましてはいずれも不用額の減額、少年教育推進事業、69ページ上段を御覧いただきまして、2節給料、3節職員手当等で会計年度任用職員の給料と時間外手当に不足が見込まれることから14万5,000円と6万円をそれぞれ追加、事業全体では32万1,000円の減額となっております。その他につきましては、事業実績見込みによる不用額の減額でございます。詳細につきま

しては、教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

68 ページ下段、2 目町民センター費では、既定額に 1 0 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、1, 1 6 5 万 7, 0 0 0 円とするもので、町民センター運営維持管理事業、1 0 節需用費で灯油代に不足が見込まれることから 1 3 5 万 3, 0 0 0 円を追加、その他につきましては不用額の減額。

7 0 ページでございます。3 目社会教育施設費では、既定額から 8, 0 0 0 円を減額し、5 9 8 万 1, 0 0 0 円とするもので、読書活動推進事業、8 節旅費で不用額を減額。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費では、既定額から 3 8 万円を減額し、3 2 7 万 2, 0 0 0 円とするもので、社会体育推進事業でいずれも実績見込みによる不用額の減額。

2 目山村プール費では、既定額から 3 4 万 5, 0 0 0 円を減額し、2 2 6 万 7, 0 0 0 円とするもので、山村プール運営事業、1 節報酬、1 0 節需用費、1 1 節役務費、1 7 節備品購入費、いずれも実績見込みによる不用額の減額。

7 2 ページをお開きいただきまして、3 目寿野外レクリエーション施設費では、既定額から 4 万円を減額し、3, 2 6 4 万 6, 0 0 0 円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、8 節旅費で不用額の減額。

4 目学校給食費では、既定額から 2 1 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 7 7 6 万 7, 0 0 0 円とするもので、学校給食事業、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費まで実績見込みによる会計年度任用職員に係る人件費分 2 1 4 万 3, 0 0 0 円を減額、8 節旅費では出張の実績見込みにより 4 万 2, 0 0 0 円を減額。

1 1 款 1 項公債費、1 目元金では、既定額に 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、5 億 1, 4 1 7 万 2, 0 0 0 円とするもので、平成 2 4 年度に借りました臨時財政対策債の利率見直しに伴い追加するものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではありません。

2 目利子では、既定額から 1 3 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 3 3 4 万円とするもので、地方債償還利子として平成 2 4 年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和 4 年度借入分の利率の確定により減額をしているものでございます。

1 2 款諸支出金、1 項 1 目特別会計繰出金では、既定額から 1, 5 0 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、4 億 1, 9 4 8 万 3, 0 0 0 円とするもので、2 7 節繰出金として各会計の決算見込みに基づき自動車学校事業特別会計に対し 4 6 万 5, 0 0 0 円、国民健康保険事業特別会計に対し 5 万 4, 0 0 0 円、介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）に対し 1, 3 5 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、水道事業特別会計から 2, 0 6 7 万 5, 0 0 0 円、下水道事業特別会計から 7 5 2 万円、後期高齢者医療事業特別会計から 8 5 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ減額するものでございます。

2 項基金費、7 4 ページをお開きいただきまして、1 目畜産振興基金費では、既定額から 1 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、6 4 万 6, 0 0 0 円とするもので、特定財源となります。国営草地弥生団地貸付収入の減額分を反映させたものでございます。

2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に1,000円を追加し、1,250万1,000円とするもので、基金の利子1,000円を計上。

3目森林環境譲与税基金費では、既定額に1,000円を追加し、1,557万1,000円とするもので、基金の利子1,000円を追加。

4目地域活性化基金費では、既定額に1万5,000円を追加し、2万5,000円とするもので、基金の利子1万円と繰替え運用利子5,000円、合わせまして1万5,000円を追加するものとございます。

5目奨学金等償還支援基金費では、新規に基金の利子1,000円を計上、6目公共施設整備等基金費では基金の利子1万3,000円を計上、7目減債基金費では基金の利子1万5,000円を計上、8目まちづくり基金費では基金の利子3,000円を計上、9目地域福祉基金費では基金の利子3,000円を計上、10目財政調整基金費では基金の利子1万8,000円を計上、11目地域公共交通活性化基金費では基金の利子7,000円を計上、76ページをお開きいただきまして、12目長寿園施設改修拡張事業基金費では基金の利子6,000円を計上、13目土地開発基金費では基金の利子1,000円を計上、14目中山間水と土保全基金費では基金の利子1,000円を計上、15目豊かな環境づくり基金費では基金の利子1,000円を計上、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では基金の利子2,000円を計上、17目地方創生基金費では基金の利子6,000円を計上、これらの積立てによりまして一般会計上の基金の総額は38億7,227万7,000円となる見込みでございます。

12ページをお開き願います。歳出合計、既定額から2億544万7,000円を減額し、48億6,318万8,000円とするものとございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっておりまして、14ページでございまして、1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に431万6,000円を追加し、7,957万円とするもので、1節現年度課税分で400万円、2節滞納繰越分でも31万6,000円を追加、いずれも徴収実績を勘案しての補正でございまして。

2目法人では、既定額から144万円を減額し、576万円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額。

2項1目固定資産税では、既定額から21万円を減額し、5,826万円とするもので、1節現年度課税分で27万8,000円を減額、2節滞納繰越分では6万8,000円を追加、収入見込みを勘案しての補正。

3項1目軽自動車税では、既定額から1万5,000円を減額し、472万3,000円とするもので、1節現年度課税分で7万7,000円を減額する一方、2節滞納繰越分では6万2,000円を追加。

2目環境性能割では、既定額に16万9,000円を追加し、26万9,000円とするもので、1節環境性能割で収入見込みを勘案して追加。

4項1目たばこ税では、既定額に50万円を追加し、1,501万1,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案して追加。

5項1目入湯税では、既定額に20万円を追加し、90万9,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての追加でございます。

6款1項1目法人事業税交付金では、既定額に263万8,000円を追加し、383万8,000円とするもの、8款1項1目自動車税環境性能割交付金では既定額に173万1,000円を追加し、563万1,000円とするもの、16ページでございます。10款1項1目地方特例交付金では、既定額に36万5,000円を追加し、36万6,000円とするもの、11款1項地方交付税、1目普通交付税では既定額に1,789万1,000円を追加し、20億3,625万7,000円とするもの、2目特別交付税では既定額に886万円を追加し、2億4,477万8,000円とするもので、いずれも歳出の一般財源に充当。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額から717万6,000円を減額し、1,580万円とするもので、1節老人福祉施設入所費負担金で収入見込みを勘案し同額を減額。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では、既定額から31万9,000円を減額し、33万5,000円とするもので、1節バス転換関連施設使用料で同額を減額、宗谷バス株式会社による路線バスが廃止になったことに伴うものでございます。

2目民生使用料では、既定額の33万円を皆減するもので、放課後子どもプラン利用料の減額でございます。

3目衛生使用料では、既定額から924万円を減額し、341万6,000円とするもので、1節火葬場使用料で24万円、3節歯科診療所使用料で900万円を減額。

4目農業使用料では、既定額から72万9,000円を減額し、347万1,000円とするもので、1節町営牧場使用料で利用実績に基づき同額を減額。

6目教育使用料では、既定額に1万9,000円を追加し、39万2,000円とするもので、1節学校体育館使用料から19ページ、8節創作活動施設使用料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

18ページでございます。2項手数料、1目総務手数料では、既定額に14万円を追加し、112万3,000円とするもので、1節戸籍手数料から3節証明手数料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加。

2目衛生手数料では、既定額に13万円を追加し、354万7,000円とするもので、3節一般廃棄物処理手数料で収入見込みを基に同額を追加。

3目農業手数料では、既定額に4万5,000円を追加し、65万1,000円とするもので、2節町営牧場捕獲手数料、3節有害鳥獣処理手数料ともに収入実績、見込みを基に補正するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、既定額から296万

1, 000円を減額し、355万1, 000円とするもので、1節保健衛生費負担金で新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減額に伴う減額でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1, 303万1, 000円を追加、8, 783万6, 000円とするもので、1節地方創生推進交付金で歳出のコモンズ形成事業の実績見込みにより38万3, 000円を減額、3節戸籍システム事業費補助金で行政デジタル化推進に係る戸籍関係システムの改修費用に対する補助金284万9, 000円を追加、21ページ上段になります。4節特定地域づくり事業推進交付金では、歳出のくらしとしごとの相談窓口事業の実績見込みにより19万4, 000円を減額、5節個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバーカードの交付件数が見込みより少なかったことにより9万8, 000円を減額、6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1, 085万7, 000円を追加、内容といたしましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として低所得世帯に対する生活支援給付金の額確定に伴い86万7, 000円を減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金はエネルギーや食料品等の物価高騰対策として昨年11月末に交付限度額が示されたものでありまして1, 172万4, 000円を追加、合わせまして1, 085万7, 000円を追加するものでございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額から7, 746万円を減額し、3億1, 597万6, 000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で7, 404万5, 000円を減額、いずれも補助金額の確定に伴うもので、雪寒機械更新事業補助金で25万1, 000円を追加、中頓別弥生線交付金事業補助金で7, 429万6, 000円を減額するものでございます。2節公営住宅建設事業等補助金では341万5, 000円を減額、いずれも事業費の確定に伴う補助金額の確定であり、危険廃屋解体撤去助成事業で112万5, 000円、西団地公営団地外壁改修工事で72万7, 000円、あかね団地公営住宅解体工事で130万3, 000円、ひまわり団地耐力度調査で26万円をそれぞれ減額。

5目教育費国庫補助金では、既定額から23万7, 000円を減額し、31万8, 000円とするもので、1節へき地児童生徒援助費補助金では事業精査により2, 000円を減額、2節特別支援教育就学奨励費補助金は該当者がいなかったため皆減するものでございます。

3項国庫委託金、2目民生費委託金では、既定額から3万1, 000円を減額し、106万6, 000円とするもので、1節国民年金事務委託金で事業費の確定による減額でございます。

15款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、既定額から6, 000円を減額し、2万3, 000円とするもので、1節土地利用対策事業道負担金で同額を減額、北海道からの負担金額確定に伴うものでございます。

2目民生費道負担金では、既定額から607万5, 000円を減額し、4, 304万6, 000円とするもので、2節災害弔慰金負担金で実績見込みがないため375万円を皆減、

23 ページ上段でございます。6 節後期高齢者医療保険基盤安定道負担金は、事業の実績見込みにより45 万円を減額、7 節災害見舞金負担金でも実績見込みがないため187 万5,000 円を皆減。

2 項道補助金、1 目総務費補助金では、既定額から134 万3,000 円を減額し、1,439 万3,000 円とするもので、1 節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では補助金額の確定に伴い14 万3,000 円を減額、3 節北海道移住支援金交付事業費補助金は実績が見込めないため120 万円を皆減。

3 目衛生費補助金では、既定額から150 円を追加し、527 万5,000 円とするもので、3 節在宅医療提供体制強化事業補助金に同額を計上、歳出の居宅介護支援事業所運営費助成事業に充当される補助金でございます。

4 目農林業費補助金では、既定額から508 万1,000 円を減額し、8,004 万9,000 円とするもので、1 節農業委員会補助金で北海道からの内示額により31 万6,000 円を減額、2 節造林事業補助金では除間伐事業補助金で11 万9,000 円を追加、下刈り事業補助金では224 万3,000 円、造林事業補助金で63 万9,000 円をそれぞれ減額、節全体で276 万3,000 円を減額、4 節林道開設事業補助金、13 節次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金につきましては事業実績による減額、14 節地域づくり総合交付金では農業振興事業で38 万3,000 円の減額、小規模林道整備事業につきましては資材調達に時間を要する中で降雪により事業の執行が見込めなくなったため皆減、エゾシカ緊急対策事業は新規に6 万円を計上、節全体では107 万3,000 円の減額でございます。25 ページ上段を御覧いただきまして、15 節林道専用道上頓別線開設事業補助金では事業費の確定により6,000 円を減額、16 節鳥獣被害防止総合対策事業補助金は補助対象頭数の増により95 万1,000 円を追加、17 節春期管理捕獲支援事業補助金ではヒグマの春期管理捕獲を実施するため17 万2,000 円を新規計上するものでございます。

5 目教育費補助金では、既定額から8 万1,000 円を減額し、66 万8,000 円とするもので、1 節教育支援活動促進事業補助金で歳出の少年教育推進事業の事業実績見込みにより同額を減額。

3 項道委託金、1 目総務費委託金では、既定額から6,000 円を減額し、436 万7,000 円とするもので、1 節統計調査事務委託金で委託費の確定に伴う減額。

2 目農林業費委託金では、既定額に10 万4,000 円を追加し、10 万5,000 円とするもので、2 節農業農村整備事業監督等補助業務委託金で同額を計上、歳出の草地整備型公共牧場整備事業実施に係る補助監督業務委託料として新規計上。

4 目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350 万円を皆減。

16 款財産収入、1 項1 目財産運用収入では、既定額に7 万8,000 円を追加し、7 万9,000 円とするもので、歳出でご説明のとおり、各基金の利子分を追加計上。

2目財産貸付収入では、既定額から14万2,000円を減額し、1,062万円とするもので、1節土地貸付収入で貸付実績を基に減額を行うものがございます。

2項財産売払収入、3目生産物売払収入では、既定額に538万3,000円を追加し、838万3,000円とするもので、1節立木売払収入として豊平地区町有林間伐工事及び弥生地区町有林主伐工事に係る素材販売代金を追加計上しております。

26ページでございます。17款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に21万円を追加し、21万1,000円とするもので、寄附金の実績見込みを勘案し、追加するものがございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目地域活性化基金繰入金では、既定額から28万6,000円を減額し、8,626万2,000円とするもので、令和4年度の過疎対策事業債及び辺地対策事業債の借入に係る利率確定による取崩しの不用額を減額。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額から950万7,000円を減額し、2,119万6,000円とするもので、歳出、企画費の地域づくり活動支援補助事業及び総合計画フォローアップ委託料の額確定に伴い減額。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金では、既定額から2,041万1,000円を減額し、1,896万8,000円とするもので、歳出、教育費の英語力育成事業、学習習慣育成事業の実績見込みにより減額。

5目地方創生基金繰入金では、既定額から1,067万円を減額し、3,489万6,000円とするもので、歳出、企画費の新エネルギー導入事業、農林水産業費の酪農振興支援補助金の実績見込みにより減額。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額から230万1,000円を減額し、1億3,426万3,000円とするもので、一般廃棄物埋立処理施設や農業体験交流施設、鍾乳洞ぬく森館、公営住宅など各施設における修繕等の実績に伴う減額でございます。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、既定額から42万8,000円を減額し、938万円とするもので、収入見込みにより減額。

6項1目雑入では、既定額に272万1,000円を追加し、3,855万7,000円とするもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

28ページでございます。2目過年度収入では、令和4年度に購入いたしました電気自動車に対する国庫補助金85万円を計上しております。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から1億610万円を減額し、8億5,830万円とするもの、3目緊急自然災害防止対策事業債では既定額から40万円を減額し、1,130万円とするものがございます。

22款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金では、新規に15万7,000円を計上するもので、令和元年に廃止となった当該交付金でありますけれども、それ以前の交付額に錯誤があったため、今年度追加交付されたものがございます。

10ページをお開き願います。歳入合計、既定額から2億544万7,000円を減額し、歳入総額を48億6,318万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたが、ここで議場の時計で2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

細谷君。

○6番（細谷久雄君） 有害鳥獣対策についてお伺いします。

今、国会でもちょっと問題になっている初心者が持てるハーフライフルの銃なのですけれども、まず聞きたいのは有害鳥獣として産業課でどのように考えているのか。私は、ハーフライフルの銃を北海道で許可しない限り免許を取る人はまず100%いなくなると思います。散弾銃で50メートル、ハーフライフルの銃で100から150かな、ライフルで200届く、そうすると北海道の場合はエゾシカ、熊を何とか捕獲してくれと言っているのにそういう規制をするというのはちょっとおかしいと思うのですけれども、その点産業課としての有害鳥獣のほうとしてどのように考えているのかお聞きしたいです。

○議長（星川三喜男君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 国のほうで規制がかかるのではないだろうかという情報は流れてきておりましたが、実際のところは各都道府県の部分においても要請行動がなされていたりとかして、当初見込まれていたようなハーフライフルを規制するという話にはなっていないという情報では伺っております。いずれにしても、私どもとしましてはこれから有害捕獲の体制を強化していくためにもハーフライフルを持っていたいて有害対策のほうに携わっていただきたいという考え方をしているというところでございますので、初心者で散弾銃しか持てないという形になるのはやはり厳しいものがあるというふうに思っておりますので、今後もそのように考え方を持って関係機関のほうに進言をするなり、申入れをするなりということはしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星川三喜男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長(星川三喜男君) 日程第25、議案第17号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第17号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、工藤自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 工藤自動車学校長。

○自動車学校長(工藤正勝君) 議案第17号、中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページ目をお開きください。令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和5年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,957万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月1日提出、中頓別町長。

歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。併せて令和5年度自動車学校作成の補正予算説明資料をご参照願います。歳出、事項別明細書でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から41万3,000円を減額し、6,957万2,000円とするもので、自動車学校事業、9節交際費、校長交際費5,000円の減額、需用費、車両修繕費30万円を追加、車両修繕費を同額で計上しているのは生徒送迎用マイクロバス及びコース内の除雪及び施設周辺の除雪をするために使っています除雪車両を修繕するために必要な修繕費で、当初予算を計上させていただいておりますけれども、その不足分が見込まれることから30万円を追加で計上するものでございます。

また、生徒送迎用のマイクロバスでございますけれども、現在10人乗り、14人乗りのワゴン車を町から借りながら運営しているところでございます。朝早い迎えであったり、教習終了後の最後に送っていく、そこに職員1人が対応している状況、また雪が降った場合には除雪の不足人員を職員がカバーしながら行っているという状況をご理解いただければというふうに思っております。17節備品購入費2万2,000円を追加、既設の高速道路4輪シミュレーターに同額を計上するものでございます。現在使用しているシミュレーターは、2014年に導入し、7年間のリース契約、その後1年ごとの再リース契約、設置後現在10年を経過しております。故障した場合、部品の調達ができないという旨の説明を業者からこの間2年ほど受けております。新年度学校運営に向け、新たに機械を入れ替えるように今検討しておりますが、1年間の再リース契約料を支払い契約するよりも入替え時期までの間既設の機械を購入したほうが安価であるというふうに判断したことから、必要経費を計上するものでございます。18節、負担金及び交付金53万円減額、一般職退職手当組合負担金20万円減額、会計年度任用職員退職手当組合負担金33万円を減額、これは現時点における計算の方法の変更であったり、精査によりそれぞれ減額するものでございます。26節公課費20万円の減額、消費税納付金を同額減額するもので、実績により精査するものでございます。

6ページにお戻りください。歳出、事項別総括表でございます。1款総務費、歳出合計、既定額に41万3,000円を減額し、6,957万2,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入、事項別明細書でございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料は、既定額から177万5,000円を減額し、2,470万1,000円とするもので、1節自動車学校授業料を同額の減額、大型特殊教習生授業料は135万9,000円減額としましたが、この後入校が見込まれており、当初の時期高校生の入校をメインに考えていたので、相談はあったのですけれども、いつ入校するのか、またほかの学校、教習所にこれの方が入校するということも考えられたことから、その分の費用を見込んでおらず、大きな減額を計上させていただいたところでございます。いずれにしても、入校生の人数が今後減少するという状況であることから、入校促進に向けた取組を継続するとともに、さらなる強化が必要であるというふうに考えているところでございます。

2款繰越金、1項1目繰越金、既定額に14万円を追加し、14万1,000円とするもので、1節前年度繰越金として同額を計上するものでございます。

3款諸収入、1項1目雑入、既定額に75万7,000円を追加し、1,067万6,000円とするもので、1節雑入、高齢運転者講習料から運転技能検査手数料まで実績精査による減額及び追加となったものでございます。

4款繰入金、1項1目繰入金、既定額に46万5,000円を追加し、3,405万4,000円とするもので、1節一般会計繰入金に同額を計上、歳出の不足分を追加するもの

でございます。

今年度の自動車学校入校の状況でございます。普通車、昨年度49名に対し今のところ77名、うち高校生は昨年度49名に対し現在58名、大型特殊車、前年度44名に対し現在36名、うち高校生が5人おります。高齢者講習においては、昨年度680名に対し現在670名を見込んでいるところでございます。

4ページをお開き願います。歳入、事項別総括表でございます。歳入合計、既定額から41万3,000円を減額し、6,957万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

議案の審議の途中ですが、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては3月4日午前10時から会議を再開したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、3月4日午前10時から会議を再開します。議案第18号から審議を行います。

◎延会の宣告

○議長（星川三喜男君） これにて延会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時49分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員